

○副議長（村上久仁君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑、質問を継続いたします。十八番杉原崇君。

〔十八番 杉原 崇君登壇〕

○十八番（杉原 崇君） 自由民主党・県民会議の杉原崇です。議長のお許しをいただきましたので、大綱四点を伺います。

大綱一点目、巡視船「ざおう」重油流出事故からの信頼回復に向けて伺います。

本年三月に発生した宮城海上保安部巡視船「ざおう」からの重油流出事故は、塩竈市や七ヶ浜町を中心に、ワカメ、メカブ、ノリなど本県を代表する養殖業へ深刻な被害をもたらしました。被害量は、ワカメ、昆布で千トン超、ノリでは二千二百万枚とも報じられており、被害額は六億円から七億円に上ると見込まれております。特に今年度は、ワカメやメカブの生育状況が良好であり、燃油や資材価格の高騰が続く中でも、生産者の期待は大きかっただけに、その損失は極めて深刻であります。被害を受けた漁業者への補償については、四月分がようやく支払われることになりましたが、五月分以降については、今後も相当の時間を要することが懸念されております。賠償の遅れは漁業経営の継続そのものに影響を及ぼしかねません。また、漁獲物処分に伴う賠償の中で、施設の撤去・処分に要した労務費や燃料費が十分に対象とされていないとの声もあり、来シーズンへの資材確保への不安も相まって、漁業者の間からは不安や不満の声が多く聞かれています。先日開催された漁業者説明会では、海上保安部から正式な謝罪が行われるとともに、事故原因や再発防止策についての説明がなされました。被害を受けた漁業者に対して直接説明の場が設けられたことは、一定の前進であると受け止めております。一方で、この説明会では「納得したというよりも仕方がない」、「本当に再発防止につながるのか不安が残る」といった声がありました。私は、今回の事故は単なる油流出事故ではなく、海上保安部と漁業者との信頼関係にも大きな影響を与えた事案であると考えております。そこで、今回の重油流出事故における海上保安庁の対応について、知事の所見を伺います。また、県として、国に対して賠償の迅速化と適切な補償、来シーズンに向けた資材確保への協力、事故原因を踏まえた再発防止策の着実な実行、更には漁業者との信頼回復に向けた誠実な対応を強く求めていくべきと考えますが、知事の所見を伺います。

今回の重油流出事故の影響は、漁業者だけにとどまるものではありません。加工業者からは「加工原料の確保が厳しくなっている」、販売事業者からは「消費者の不安により売上げが落ち込むのではないか」、漁業体験を提供する観光事業者からは「予約キャンセルが発生している」、「今後の風評被害が心配だ」といった声が寄せられています。また、漁業者の中には、自ら加工・販売を行う六次産業化事業者や、直売所、インターネット販売、飲食店への直接販売など、独自の販路を持つ個人事業者も数多く存在しております。こうした事業者は、単に収穫物を失っただけでなく、販売機会そのものを失っており、その損害が十分に把握されなければ適切な補償につながらない懸念があります。金子国土交通大臣は記者会見において、水産加工業者や観光業者に対しても、速やかに損害査定などの対応を進め、賠償する方針を明らかにしました。しかし、実際の補償には相当の時間を要することが見込まれるため、県としても積極的に国へ働きかけていく必要があります。そこで、県として加工業者、販売事業者、観光事業者、更には個人販売や六次産業化に取り組む事業者を含め、関連産業への影響をどのように把握しているのか伺います。また、事故との因果関係が認められる損害については、漁業者のみならず、関連産業も適切に補償の対象となるよう国や海上保安庁に対してどのように働きかけていくのかを併せて伺います。

今回の事故は単なる油流出事故ではなく、松島湾が長年培ってきた水産ブランドと地域の信頼そのものへの打撃であります。漁業者は収穫物だけではなく、長年積み上げてきた販路や信用、そして地域ブランドへの不安を抱えております。特に、柔らかな優しい食感が特徴のワカメをはじめ、栄養豊富な松島湾で育ったメカブやノリなど、その品質の高さから市場でも高い評価を受けており、今回の事故によって、その価値が損なわれかねない現状を私は深く憂慮しております。こうした中、県において安全宣言の発出に向けた検討が進められていると承知しております。漁業者や関連事業者にとっては、海域の安全性が確認されるとともに、消費者や市場に対して、安心して購入、利用できる環境が回復したというメッセージを発信することが極めて重要であります。そこで、現在の海洋環境調査の状況について伺います。また、安全宣言の発出の見通しについても併せて伺います。

安全宣言が発出されたとしても、それだけで風評被害が解消されるわけでありませ

ん。生産者からは、安全が確認されても消費者に買ってもらえるか不安だとの声も聞かれています。だからこそ、安全宣言を単なる区切りとするのではなく、松島湾のブランド価値と消費者の信頼を回復するための新たなスタートとして位置づけることが重要であります。そこで、県として安全宣言後の風評被害対策として、安全性に関する積極的な情報発信をどのように進めるのか伺います。あわせて、学校給食への活用、観光事業との連携、消費拡大キャンペーンなどの需要喚起策をどのように展開していくのか。そして、松島湾ブランドの信頼回復に向け、知事自ら先頭に立って取り組むべきと考えますが、所見を伺います。

大綱二点目、部活動の地域展開における県の役割について伺います。

令和七年十二月に策定された総合的なガイドラインにより、部活動の地域移行から、学校と地域が連携して持続可能な活動環境を構築する地域展開へと転換が図られ、今年度から令和十三年度までの六年間を改革実行期間として、休日における全ての公立中学校部活動の地域展開を原則として目指すこととなっております。この地域展開を推進する上では、希望する全ての中学生がスポーツ・文化活動に参加できるよう地域クラブ認定制度が創設され、市町村等が認定を行うこととなりました。しかしながら、この認定制度は都市部を前提とした制度設計との指摘があり、人口減少地域や小規模自治体では、指導者確保や事務負担、運営体制整備などに苦慮しているとの声があります。特に、専門人材やノウハウが不足する自治体では、地域クラブの立ち上げや認定手続が大きな負担となっております。地域展開は市町村主体で進められるものでありますが、自治体規模によって対応力に差が生じれば、子供たちの活動機会にも格差が生じかねません。そこで、制度設計や認定手続、指導者確保などに課題を抱える小規模自治体に対し、県として伴走型の支援を行う必要があると考えますが、所見を伺います。

少子化が進む中、単独自治体のみで競技を維持することが困難な地域が増えております。こうした状況において、自治体の境界を越えて複数市町村の子供たちが共に活動する広域型地域クラブは、地域展開を支える重要な受皿となり得ると考えます。しかしながら、複数自治体の子供たちが参加する場合、受入れ自治体や運営団体への負担集中、施設利用の調整、保険対応、参加者管理など、市町村単独では解決が困難な課題も想定されます。こうした広域的な課題については、市町村任せにすることなく、県が調整役

を担うべきと考えます。そこで、広域型地域クラブを県としてどのように位置づけ、地域展開の中に組み込んでいくのか伺います。また、施設利用の調整や関係自治体との連携支援など、広域的な調整役として県が担うべき具体的な支援策について所見を伺います。

文部科学省は磐越自動車道で発生したバス事故を踏まえ、全国的教育委員会等に対し、部活動や地域クラブ活動における児童生徒の安全確保を徹底するよう通知を発出いたしました。通知では、長距離・長時間移動の見直しや公共交通機関の利用促進、貸切りバス利用時の安全確認の徹底などが示され、学校保健安全法に基づく危機管理マニュアルの点検・見直しも求めています。安全確保を最優先に考えることは当然重要であります。しかし、地方部では公共交通機関の本数が限られており、現実には貸切りバスや保護者による送迎に頼らざるを得ないケースが少なくありません。更に、燃料価格の高騰や運転手不足により貸切りバス料金が上昇しており、負担は年々増しております。これらを踏まえると、地方における移動手段の確保のためにも支援策が必要と考えます。そこで、県として、部活動及び地域クラブにおける遠征時の移動課題をどのように認識しているのか伺います。その上で、安全確保と地方の実情を両立させるため、特に広域的な移動手段の確保に向けた支援策をどのように講じていくのか。また、保護者送迎に関するガイドライン整備や移動支援制度の創設についても併せて所見を伺います。

近年、夏季の猛暑は年々厳しさを増しており、全国では部活動やスポーツ活動中に熱中症による救急搬送や重大事故が発生しております。学校部活動においては、暑さ指数、WBG Tを活用した活動制限や水分補給、休憩時間の確保など一定の基準の下で対策が行われております。しかし、活動主体が地域クラブへと移りつつある中、活動の可否判断や緊急時の対応は指導者個人の経験や判断に委ねられているケースもあるのではないのでしょうか。地域展開が進む中であっても、安全管理水準に地域差やクラブ差が生じることがあってはなりません。そこで、県として、地域クラブにおける熱中症対策についてどのような課題認識を持っているのか伺います。また、活動中止基準や暑さ指数の活用、緊急対応に関する統一的なガイドラインの整備と併せて、地域クラブ指導者への研修や周知徹底について今後どのように取り組んでいくのか伺います。

スポーツ庁の調査等によれば、地域クラブ活動の指導者として兼職兼業の教職員が

重要な担い手となっております。特に地方部では、競技経験や専門知識を有する地域指導者が限られており、教員の存在が地域スポーツ・文化活動を支える重要な役割を果たしているのが実態ではないでしょうか。地域展開の目的は教員を部活動から切り離すことではなく、子供たちの活動機会を将来にわたり確保することであります。そのためには、指導するかしないかを自ら選択できる環境を整えた上で、意欲のある教員の力を生かしていくことが重要であります。しかしながら、兼職兼業については勤務管理や事故発生時の責任関係、報酬の取扱いでの課題もあり、教員が安心して活動できる環境整備が求められております。そこで、指導を希望する教員が安心して兼職兼業に取り組める環境づくりをどのように進めていくのか、教育長の所見を伺います。また、教員の意思を尊重しながら、その専門性や経験を生かして地域クラブの指導者確保につなげていく考えはあるのか併せて伺います。

現在、部活動の地域展開が進む中で、地域クラブや民間団体、外部指導者など、学校外の大人が子供たちの活動に関わる機会が急速に増えております。何より優先されるべきは子供たちの安全・安心であります。国では、子供と接する立場にある者について性犯罪歴の確認を行う日本版DBSの運用開始が予定されておりますが、地域展開が進めば、地域クラブ活動においても、その対応が求められてくることは明らかです。そこで、地域クラブ認定制度において、日本版DBSへの対応をどのように担保していくのか伺います。あわせて、認定要件や運用の中にどのように反映し、地域クラブにおける子供たちの安全確保につなげていく考えなのか所見を伺います。

大綱三点目、人口減少対策としてのプレコンセプションケアについて伺います。

二〇二五年の宮城県における合計特殊出生率は一・〇〇と前年と同水準であったものの、出生数は一万七十九人となり、十二年連続で過去最少を更新いたしました。本県では若者や女性に選ばれる地域づくりを進めておりますが、非婚化・晩婚化などライフスタイルの多様化が進む中、将来の妊娠・出産や健康について、若いうちから正しい知識を持つことの重要性はますます高くなっております。しかしながら、年齢による妊娠率の変化や男性不妊の存在、生活習慣が将来の健康や妊娠に与える影響などについても、若年層が体系的に学ぶ機会は十分とは言えない状況にあります。こうした中、国が推進しているプレコンセプションケアは、妊娠を希望するか否かにかかわらず、自らの

健康と将来のライフプランについて考える取組であり、少子化対策のみならず、若年層の健康づくりや将来世代の健康増進にもつながる重要な施策であると考えます。宮城県においては、本年二月から県民を対象とした「ルナルナ」プレミアムコースの無償提供を開始するなど取組が進められておりますが、現状は普及啓発を中心とした取組が進められており、今後は実践的な支援や相談体制の更なる充実も重要であると考えます。また、市町村によって積極的な情報発信や啓発が行われている一方で、取組の濃淡も見られます。更に、若い世代へ継続的に理解を広げていくためには、保健教育にとどまらず、プレコンセプションケアの普及は、ライフデザイン教育やキャリア教育とも密接に関わるものであることから、自らの将来を主体的に考える力を育む観点においても、学校教育との連携が重要であると考えます。そこで伺います。第一に、県はプレコンセプションケアに関する市町村間の取組の違いをどのように認識しているのか。第二に、県民が居住地にかかわらず必要な情報や支援を受けられるよう、今後どのように市町村支援や広域的な普及啓発を進めていくのか。第三に、若年層への理解促進に向け、県立高校をはじめとする学校教育の中で、ライフデザイン教育や健康教育と関連づけながら、どのように取り組んでいく考えなのか、それぞれ所見を伺います。

プレコンセプションケアは、女性だけではなく男性側の理解促進も重要であり、若いうちから男女ともに正しい知識を持つことが必要であります。そのような中、茨城県では、令和八年度にプレ妊活健診事業を創設し、婚姻後間もない夫婦を対象に、卵巣年齢検査や精液検査、健康・栄養指導、ライフプラン相談などを実施する方針を示しております。これは単なる啓発にとどまらず、若い世代が早い段階で自らの健康状態を知り、将来について考えるきっかけづくりとなる実践的な支援であり、男性の理解促進や妊予防の観点からも参考となる取組であると考えます。そこで本県においても、プレコンセプションケアを次の段階へ進めるため、茨城県のプレ妊活健診事業のような妊娠前の健康管理や早期検査を支援する実践的な取組を検討する考えはあるのか、県の所見を伺います。

こども家庭庁では、令和七年度よりプレコンサポーター養成講座を開始し、二〇三〇年までに五万人以上の養成を目標としております。プレコンサポーターは、自治体や学校、企業等において、性別を問わず性や健康に関する正しい知識の普及を担う人材で

あり、養護教諭や保健師、管理栄養士なども対象としております。県内でこうした養成制度を通じた人材の裾野を広げることは、プレコンセプションケアの普及基盤の強化につながるものと考えます。また、プレコンセプションケアは単に子供を持つことを前提としたものではなく、自らの健康や人生を主体的に考えるための取組であり、男女双方への健康教育としても大きな意義があります。そこで県では、こども家庭庁のプレコンサポーター養成制度をどのように認識しているのか。また、県立高校や大学、市町村、医療機関等と連携しながら、養護教諭や保健師、管理栄養士等の受講を促進するとともに、県内におけるプレコンセプションケアの推進人材の育成と活用をどのように進めていく考えなのか所見を伺います。

大綱四点目、教育旅行誘致と震災伝承について伺います。

人口減少が進む中、交流人口・関係人口の拡大は、本県経済にとって極めて重要な課題であります。その中でも、教育旅行は単なる観光にとどまらず、学習・交流・地域理解を伴う取組であり、将来的なりピーターの創出や移住・定住、更には人的ネットワークの形成にもつながる未来への投資であります。本県は東日本大震災の経験を踏まえた防災教育、松島をはじめとする自然・歴史・文化資源、更には農林水産業体験など多様な教育コンテンツを有しており、教育旅行の誘致に大きな可能性を持っております。

一方で、教育旅行を取り巻く環境は大きく変化しております。学校現場では探究学習やSDGs学習への対応が求められ、旅行会社側においても、安全性や移動効率、費用対効果がより重視されるようになっております。こうした中、本県では、みやぎ教育旅行等コーディネート支援センターが、学校や旅行会社の要望に応じて体験型プログラムや探究学習に対応した教育旅行の造成・調整を支援し、受入れ校数の増加など着実な成果を上げていると承知しております。今後、本県の教育旅行誘致を更に推進していくためには、教育現場の多様なニーズに対応するとともに、県内各地域へ誘客拡大を図ることが重要であり、同センターの役割がますます大きくなるものと考えます。そこで、教育旅行誘致において中核的な役割を担うみやぎ教育旅行等コーディネート支援センターについて、県としてどのような課題を認識し、今後どのような機能強化を図っていく考えなのか伺います。

次に、教育旅行支援制度について伺います。近年の物価高騰や燃料価格の上昇によ

り、特に貸切りバス料金の高騰が深刻化しており、教育旅行の行き先選定にも大きな影響を与えております。また、仙台市内への宿泊集中が続く中、松島地域や沿岸部、県北地域などへの宿泊・周遊をいかに促していくかも重要な課題であります。現在、本県では、みやぎ教育旅行バス等助成金により県外からの教育旅行誘致を進めておりますが、現行制度には地域誘導や震災学習を促進する加算制度がなく、更なる充実の余地があると考えます。東日本大震災を経験した本県には、震災遺構や震災伝承施設、防災教育プログラム在全国的にも価値の高い学習資源が数多く存在しております。被災地における教育旅行は、単なる観光ではなく、災害からの復興の歩みや命を守る行動、地域コミュニティの重要性などを学ぶ貴重な教育機会であり、震災の記憶と教訓を次世代へ継承していく上でも極めて重要であります。福島県では、教育旅行支援制度において、地域への宿泊誘導や継続利用を促す加算制度を設けるなど、復興学習や地域誘導を意識した制度設計が行われております。本県においても、三陸沿岸部への訪問や震災伝承施設での学習、被災地フィールドワークなどを組み込んだ教育旅行を加算対象とすることで、震災伝承の継続はもとより、沿岸地域への誘客拡大や宿泊需要の創出、更には交流人口・関係人口の拡大につながるものと考えます。そこで、本県独自の強みである震災伝承や防災教育を教育旅行支援制度に位置づけ、震災・防災・減災学習を組み込んだ学校への加算制度を導入すべきと考えますが、県の所見を伺います。

以上、大綱四点をお伺いします。御清聴ありがとうございました。

○副議長（村上久仁君） 知事村井嘉浩君。

〔知事 村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君） 杉原崇議員の一般質問にお答えいたします。大綱四点ございました。

まず、大綱一点目、巡視船「ざおう」重油流出事故からの信頼回復に向けてとの御質問にお答えいたします。

初めに、今回の事故における国の対応への所見と、国への申入れについてのお尋ねにお答えいたします。

今回の事故により、我が県の主要な養殖種であるノリやワカメなどが大きな被害を受け、これにより漁業者の収入が途絶える中、賠償手続が遅れるとともに、事故発生か

ら三か月にわたり事故原因や再発防止策が公表されなかったことは、被害を受けた漁業関係者等の不安を一層深めたものであり、大変重く受け止めております。県では国に対し、被害の実態を踏まえた十分な賠償が迅速に行われるよう働きかけるとともに、実効性ある再発防止策の徹底と生産再開に必要な資材の確保への支援を強く要請してきたところであります。県としましては、引き続き漁業者の心情に寄り添いながら、漁業協同組合及び関係市町等と緊密に連携し、残る賠償の早期支払いと今期の養殖生産の再開が確実になされるよう、あらゆる機会を捉えて国に対し誠意ある対応を強く求めてまいります。

次に、安全宣言後の情報発信と需要喚起策についての御質問にお答えいたします。

被害を受けた海域で生産されるノリやワカメなどがこれまで同様に評価され、消費者の皆様においしさを味わっていただくためには、安全性に対する不安を払拭して風評被害の発生を防ぎ、販路を確実に確保していくことが重要であると認識しております。このため県では、漁場環境調査の結果をホームページ等で積極的に発信し、広く周知を図るとともに、市町村や宮城県漁業協同組合、流通・販売事業者とも連携をしながら、県庁ロビーや仙台駅などでの販売会、料理教室の開催など、あらゆる機会を捉え、私自ら先頭に立つて本県水産物のおいしさと魅力を積極的にPRし、松島湾ブランドの信頼回復に努めてまいりたいと考えております。

次に、大綱二点目、部活動の地域展開における県の役割についての御質問のうち、課題を抱える自治体に対する伴走型支援の必要性についてのお尋ねにお答えいたします。人口減少、少子化により学校単位でのチームが組めないなど、中学校部活動の継続が課題となっている中、特に、小規模自治体での部活動の地域展開においては、指導者の確保や運営の担い手不足のほか、活動場所への移動や費用負担など、人口の多い都市部と比較して課題が多いことから、県では昨年度、企画部、教育庁及び県スポーツ協会の合同によるサポートチームを立ち上げ、伴走型支援を開始いたしました。先日も松島町教育委員会から相談を受け、部活動を地域展開していくための周辺市町との合同会議に参加し、他市町の実況などの情報提供や今後の取組への助言などを行ったところであります。部活動の地域展開においては、生徒数や受皿となる施設など、地域の実情に応じた取組が必要であることから、今年度新たに、県内二か所でモデル事業を実施し、そ

の成果を市町村に展開することとしております。県といたしましては、今後ともサポートチームが市町村に伺い、現場の声に耳を傾け、地域の実情に応じた地域展開が進められるよう、きめ細かな伴走支援にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

次に、大綱三点目、人口減少対策としてのプレコンセプションケアについての御質問のうち、市町村における取組及び広域的な普及啓発についてのお尋ねにお答えいたします。

プレコンセプションケアについては、国において、昨年度「プレコンセプションケア推進五か年計画」が策定されたところでありますが、県内市町村ごとの取組にはまだ温度差があるものと認識しております。しかしながら、性別を問わず、適切な時期に性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザインや将来の健康を考えて健康管理を行うプレコンセプションケアは、大変重要な取組であります。県では、株式会社エムティーアイと連携協定を締結し、同社が提供するウイメンズヘルスサービス「ルナルナ」のプレミアムコースを県内全ての市町村で無償提供しているほか、このアプリを通じた情報発信を行っております。今後とも、国の動向を注視しながら、県民が必要な情報や支援を受けることができるよう、市町村と緊密な連携を図るとともに、広域的な普及啓発の展開や、市町村に対する効果的な支援の在り方についても検討してまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

○副議長（村上久仁君） 企画部長梶村和秀君。

〔企画部長 梶村和秀君登壇〕

○企画部長（梶村和秀君） 大綱二点目、部活動の地域展開における県の役割についての御質問のうち、広域的な調整役としての県の具体的な支援策についてのお尋ねにお答えいたします。

近年の人口減少、少子化により、部活動の地域展開が単独の市町村では難しい地域もあることから、御指摘のとおり、市町村の枠を超えた広域的な地域クラブによる部活動の地域展開は課題を解決する効果的な手法の一つであると認識しております。現在県では、市町村に対して、広域的な連携などを含めた地域展開に関する検討状況や実施状況等の実態調査を実施しており、それぞれの地域における今後の方向性や課題の整理を

行うこととしております。今後はその分析結果も踏まえながら、教育とスポーツ部門合同のサポートチームにおいて、広域的なクラブ活動を模索する市町村を訪問し、施設利用の調整や自治体間の連携支援等、情報提供や必要な支援を行うことに加え、部活動の地域展開において生じる様々な課題解決に向けて、長野県など他県の広域的な地域クラブの先進事例も参考にしながら、地域の特性に合わせた市町村への支援を一層強化してまいります。

次に、地域クラブにおける熱中症対策についての御質問にお答えいたします。

近年、厳しさを増す猛暑への熱中症対策は、子供への安全管理水準を維持する上で極めて重要であると認識しております。こうした認識の下、県では、今年四月に策定した「学校部活動と地域のクラブ活動等のガイドライン」に、健康管理や事故防止の徹底を明記し、留意すべき事項の一つとして、熱中症対策に関しては、気温や湿度、暑さ指数など気象状況の確認を行うことを示しております。更に、県が主催する地域クラブ活動指導者研修会において、熱中症警戒アラートや暑さ指数の確認を含めた熱中症の予防対策や、発生時の対応に関する説明を行った上で、事例を用いたグループワークを実施することにより、指導者の資質向上に取り組んでいるところです。県といたしましては、子供の生命と健康を守るため、地域クラブや指導者に対する予防対策の周知徹底を図り、子供が安心して活動できる環境の確保にしっかりと取り組んでまいります。

次に、日本版DBSへの対応及び子供たちの安全確保についての御質問にお答えいたします。

部活動の地域展開を実施する上で、子供に対する性暴力防止を含め適切な指導の実施体制を確保することは、極めて重要であると認識しております。国では現在、今年十二月の法施行に向けた制度普及に取り組んでおり、県といたしましても、市町村に対して地域クラブ認定制度と併せ、日本版DBSの活用に向け周知することとしております。日本版DBSは、子供と接する業務の就業者性に性犯罪歴がないかを確認し、性暴力を未然に防ぐための新制度であり、地域クラブにおいても有効なものであることから、県のガイドラインでは、地域クラブを認定するに当たり、日本版DBSを活用することによって性犯罪歴のない指導者であることの確認を要件としており、市町村に対しては性犯罪歴が判明した指導者や指導者候補は従事させないことも明示しております。今後も、

県が主催する市町村や地域クラブ職員を対象とした研修会などを通じ、子供たちが安全かつ安心して活動に打ち込める環境づくりにしっかりと取り組んでまいります。

私からは、以上でございます。

○副議長（村上久仁君） 保健福祉部長志賀慎治君。

〔保健福祉部長 志賀慎治君登壇〕

○保健福祉部長（志賀慎治君） 大綱三点目、人口減少対策としてのプレコンセプションケアについての御質問のうち、妊娠前の健康管理や早期検査を支援する実践的な取組についてのお尋ねにお答えいたします。

子供を望む夫婦が妊娠・出産の希望をかなえられるように、早い段階から支援することは大変重要であると認識しております。そのため、我が県においては、妊娠前の健康管理や早期検査の支援として、不妊検査費用助成事業を実施しているほか、不妊・不育専門相談センターや助産師による妊産婦電話相談を実施し、不妊・不育に悩む方や妊産婦の相談支援を行っております。引き続き、これらの取組を着実に推進しながら、若い世代に対しても制度の存在や早期検査の重要性を周知できるよう、プレコンセプションケアの普及啓発と併せて、市町村と連携した情報発信及び啓発を強化してまいります。また、若いうちから自らの健康や将来のライフデザインに向き合える環境づくりを進めるとともに、他県の好事例等も参考にしながら、県としての効果的な支援の在り方についても検討してまいります。

次に、国のプレコンサポーター養成制度についての御質問にお答えいたします。

この制度は、性や健康に関する正しい知識の普及を地域で担う人材を育成する大変重要な取組であると認識しております。県内においては、今年四月末現在で、プレコンサポーター養成講座の「基礎編」は六十三人、専門職が受講可能な「アドバンスト編」は四十四人の方が受講を修了しております。一方で、プレコンセプションケアの概念の認知度はいまだ低い状況であることから、社会全体で性や健康に関する理解が深まり、必要な方が適切な支援を円滑に受けることができるよう普及啓発を進めるとともに、庁内関係部局や市町村等と連携し、地域の保健医療従事者等の受講を促進してまいります。また、プレコンサポーター養成講座を修了した方については、国が想定しているように、自治体や企業、教育機関等において活動していただくとともに、県が実施している高校

生や大学生向けのライフプランセミナーなどにおける活用等についても検討してまいります。

私からは、以上でございます。

○副議長（村上久仁君） 経済商工観光部長末永仁一君。

〔経済商工観光部長 末永仁一君登壇〕

○経済商工観光部長（末永仁一君） 大綱四点目、教育旅行誘致と震災伝承についての御質問のうち、みやぎ教育旅行等コーディネート支援センターについてのお尋ねにお答えいたします。

県では、教育旅行を推進するため、東日本大震災後に、みやぎ教育旅行等コーディネート支援センターを設置し、訪問を希望する学校や旅行会社からの要望に応じたプログラムの提案等を行っているところです。この支援センターの設置により、国内からの教育旅行宿泊者数は、平成二十二年の六万人から令和六年には七万人と、震災前を上回るなど成果が上がっておりますが、その内訳を地域別に見ると、東北地方からの来県が約半数を占めており、関東以西からの更なる誘致拡大が求められます。国内市場については、近年、いわゆるオーバーツーリズムを背景に、教育旅行先を見直す動きも見られることから、今後とも東北観光推進機構と一体となって、首都圏以西での誘致等を積極的に進めてまいります。また、海外からは台湾からの来県が順調に推移しておりますが、今後は新たな海外市場の開拓も必要であると認識しております。そのため、海外市場については、今年度から新たな市場調査を行うなど、様々な国や地域から継続した受入れとなるよう取組を強化してまいります。

次に、みやぎ教育旅行バス等助成金についての御質問にお答えいたします。

県では、教育旅行の誘致促進のため、宮城県教育旅行ガイドブックを作成し、学習目的に応じた様々なプログラムを紹介しており、中でも、震災学習については重要な柱として位置づけ、みやぎ教育旅行バス等助成金を活用し、積極的に取り組むことにより、参加いただいた多くの学校の皆様から好評をいただいております。この教育旅行バス等助成金では、ガイドブックに記載した震災学習等を行う施設を一か所以上訪問していたくことを要件としていることから、我が県を訪れた各学校においては、震災学習に対する理解が着実に深まっているとところです。加えて、平成三十年度からこれまでの間、

延べ約千五百件の助成を行っているところであり、助成件数が年々増加傾向にあることから、引き続きこの助成制度を継続し、沿岸地域への誘客拡大につなげてまいります。

私からは、以上でございます。

○副議長（村上久仁君） 水産林政部長佐々木真君。

〔水産林政部長 佐々木 真君登壇〕

○水産林政部長（佐々木 真君） 大綱一点目、巡視船「ざおう」重油流出事故からの信頼回復に向けてとの御質問のうち、加工業者等への影響の把握と補償に関する国への働きかけについてのお尋ねにお答えいたします。

今回の事故においては、養殖業以外の様々な業種にも被害が及んでいるものと認識しており、例えば、水産加工業においては、加工原料の入手が困難になったことや、観光業においては、ワカメの刈取り体験等が実施できないといった影響が生じていることを確認しております。これらの影響については、農林水産省、国土交通省、環境省及び我が県で構成するタスクフォースの作業部会において情報を共有しているところです。県といたしましては、把握した情報について相談窓口を設置している宮城海上保安部に伝えるとともに、被害を受けた全ての事業者に適切な賠償が行われるよう要請してまいります。

次に、海洋環境調査の状況と、安全宣言の発出についての御質問にお答えいたします。

安全・安心な水産物を生産するためには、流出した油による漁場環境への影響を調査し、漁場の安全性を確認することが大変重要であると認識しております。このため県では、四月七日から三回にわたり、重油流出範囲を中心に漁場環境調査を実施したところです。また、国においても同様に調査をしておりますが、現在のところ、いずれの調査においても養殖が行われている海域で油は確認されておりません。県といたしましては、今後も定期的に調査を実施し安全性を確認した上で、今期の養殖生産が本格化する八月下旬までに安全宣言が発出できるよう、国と連携して取り組んでまいります。

私からは、以上でございます。

○副議長（村上久仁君） 教育委員会教育長小野寺邦貢君。

〔教育委員会教育長 小野寺邦貢君登壇〕

○教育委員会教育長（小野寺邦貢君） 大綱二点目、部活動の地域展開における県の役割についての御質問のうち、遠征時の移動課題についてのお尋ねにお答えいたします。

部活動等における遠征時の移動については、生徒の安全確保を最優先とした上で、公共交通機関が限られる地域でいかに対応すべきかが大きな課題であると認識しております。現在取りまとめを行っている県立学校を対象とした実態調査によれば、都市部においては公共交通機関の利用が一般的である一方、地方部においては保護者の送迎が大半を占めており、いずれもその経費は保護者負担が基本となっておりました。県及び県教育委員会としましては、現在国において進められている議論の動向を注視し、他自治体における対応なども参考にしながら、現行のガイドラインの見直しや公的支援の在り方などについて、鋭意研究を行ってまいりたいと考えております。

次に、教員が地域クラブで兼職兼業できる環境づくりと指導者確保についての御質問にお答えいたします。

競技経験や専門的な指導力を有する教職員が、本人の意思で地域クラブの指導者として活躍できる環境を整えるべきとの御指摘は、部活動の地域展開を推進する上で重要な視点であると認識しております。県のガイドラインなどにおいては、地域クラブの指導に当たる教職員は、教育活動に支障のない範囲で活動し適当な報酬を受け取れること、校長等は当該教職員の活動時間を把握して健康管理すること、県や市町村は事故等が発生した場合の責任の所在を明確化することなどが示されているところであります。今後、公立中学校における休日部活動の地域展開が本格化していくことから、教職員としての知識・経験を地域の教育力として有効に活用していくことも含めて、その円滑な推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、大綱三点目、人口減少対策としてのプレコンセプションケアについての御質問のうち、学校教育での取組についてのお尋ねにお答えいたします。

若い年代から、自らの健康管理に取り組むプレコンセプションケアは、若者の健やかな成長とライフプランの充実を図る上で重要であると認識しております。学校教育においては、保健体育科の健康教育と家庭科のライフデザイン教育として、高校生を対象にそれぞれ概略的な指導を行っているところですが、プレコンセプションケアの観点から見れば、いずれも断片的なものにとどまり、教科間の連携が必ずしも十分とは言えな

いものでありました。今後は、プレコンセプションケアの考え方を念頭に、健康教育とライフデザイン教育との合同授業を行うとともに、保健福祉部とも連携しながら、専門家を講師として活用するなど、学校教育での展開について検討を進めてまいります。

以上でございます。

○副議長（村上久仁君） 十八番杉原崇君。

○十八番（杉原 崇君） 御答弁ありがとうございます。海上保安部の件なのですが、まずは事故発生当時、これは委員会の中でも話していたのですが、やはり初動のオイルフェンスの設置が遅れたというのが――ここまで広がらなかったのではないかなと思っております。なおさら、発生した直後から漁業者に対して説明ありませんでしたし、本来、一〇〇%加害者――加害者という言い方はおかしいのですけれども、原因は海上保安部側なのに、謝罪も全然なかったというのが一番問題ではなかったのかなと。そこが不信感につながっている。情報発信がなされていないという中で、今回そこが一番信頼を損ねたというのが私の中の思いではあるのですが、この件に関して知事はどういうふうに思われているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○副議長（村上久仁君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 私も同じ意見です。やはり初動というのは非常に重要でして、同じように燃料が漏れた事象が何年か前にありましたけれども、そのときは民間の事業者でしたが、すぐに県にも来ましたし、漁協にも行きました、社長自らが頭を下げておわびをしたと。当然すんなりそこで話がまとまったわけではないのですけれども、やはりその誠意を示すというのは非常に重要ではなかったのかという気はしております。

○副議長（村上久仁君） 十八番杉原崇君。

○十八番（杉原 崇君） これに関しては、もともと漁業者に対して、今までも取締りがすごく厳しかったというのが根底にありまして、そこが一番の根底にはあるのですが、今回に関しては、その対応が私もちょっと残念だなという思いがありました。今月十八日の七ヶ浜での漁業者説明会に参加させていただいて、不信感がもう充満している中での説明だったので、安全対策をしますよという話はもちろんあったのですが、その対策をしっかり取ってもらえれば事故が起きないのですが、万が一またそういった事故が起ったときに初動体制をどうするかという説明が全くなかったものですから、私はそこ

をちよつと懸念しておりました。また今度そういった機会があれば、ぜひお伝えしていただきたいと思います。また、昔から知っている漁師もいるものですから、様々な漁師の方とお話する中で、海上保安部から依頼があれば、一緒に油を回収してもよかったですという話も受けたのです。信頼関係とは言わないですが、そういった協力関係もやはり不足していたというのが今回現れたのではないかと考えております。実はその説明会が終わった後に、海上保安部の方ともちよつと意見交換をさせていただいて、漁業者の思いはしっかり伝えて、不信感はずごくありますよという中で、ただ、私はこれをきっかけに信頼関係の再構築を図るべきではないですかという話を伝えたのです。そうしたら、海上保安部の方からは、私もそう思っておりますと。話が出たのは、地域の方を含めて信頼を損ねてしまったので、その関係改善に向けてやりたいのですということ、それは正式な話ではないのですけれど、話でそういう形になりました。そういった漁業者含めて皆さんとの信頼関係、特に漁業者との信頼関係を構築するべきだと思っているのですが、その橋渡しというのは県でないとできないのではないかなど。それは議員でもないし、県もなかなか言いづらいという面もあるとは思いますが、その橋渡しを私は県がやっていくべきだと思うのですが、所見をお伺いしたいと思います。

○副議長（村上久仁君） 水産林政部長佐々木真君。

○水産林政部長（佐々木 真君） 本来ですと、海上保安庁は人命の救助ですとか、海の事件、事故など海の治安、安全を職務とする組織でございますので、今回の事故というのは、その海上保安庁が自ら起こした事故ということで、極めて重大な事故だと思っています。何より今お話のありましたように、漁業者がよりどころとしている組織がこのような事故を起こしたということは、信頼を揺るがしかねない大きな事故だったと思っております。またあわせて、事故原因、あるいは再発防止策が発生から三か月たって公表なされたという点でも、不信感を募らせる、あるいは不安を増大させるというようなところにつながっていたのかなと思っております。県といたしましては、これまでも海上保安庁と漁業者の両者の間に立ちまして、賠償作業、あるいは漁場環境調査の作業が円滑に進むように調整してきたところでございますけれども、今後もこういった流出事故のみならず、様々な場面で両者がいろいろな会合・会議などを行う際には、両者とともにそういった会議の場などにも出席し、意見交換をしながら相互理解が促進され、

また良好な関係が再構築されますように努めていきたいと考えております。

○副議長（村上久仁君） 十八番杉原崇君。

○十八番（杉原 崇君） あわせて、安全性が担保されたら、しっかりと消費拡大に向けて、先ほどの答弁で知事が先頭に立ってやっていただけたらという話がありました。実は、塩竈の漁師の方と話をしたのですが、塩竈のワカメだから、松島の名前は使わないほうがいいよと言われたのですが、同じ松島湾で養殖している仲間でもあるので、そこは塩竈だけじゃなくて、松島湾もしっかりと連携しながら、消費拡大に向けて一緒に頑張っていきたいという話もさせていただきました。改めて、この消費拡大に向けて知事の決意のほどをお聞かせいただければ幸いです。

○副議長（村上久仁君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 近く地元は新しい漁期が来るわけでありますので、これから新しくつくったものがしっかりと販売されると。そして県民、国民の胃袋に収まっていくというようなお手伝いすることは極めて重要だと思っておりますので、販売に對しましてのいろんなサポートを積極的に県も関わってまいりたいと思っております。

○副議長（村上久仁君） 十八番杉原崇君。

○十八番（杉原 崇君） ぜひよろしく願います。

最後に、もう一点だけ地域展開の話で、広域型に関してちよつとお話を聞きたいと思います。実は松島においては、マリソル松島さんが近隣の地域移行の段階で、二年前からほかの鹿島台とか、今は涌谷とかからも子供を送迎しながら、部活動の地域移行と地域展開を進めているのですが、やはり町としても他市町村の子供たちを受け入れてくれるのもあって、単独の町では支援もなかなか難しいという話がありました。もちろんクラブとしても保護者負担にならないようにと懸命に頑張っているのですが、なかなかその運営が厳しいというお話も承っております。近隣の教育長さんとお話しし、各地域で種目ごとにやっていく方向ではないかというお話も受けている中で、広域型のこういった地域クラブを県として支援していかねばならないのかなと思っております。ぜひそこは支援のほうを考えていただきたいと思います。所見をお伺いしたいと思います。

○副議長（村上久仁君） 企画部長梶村和秀君。

○企画部長（梶村和秀君） 議員御指摘のとおり、複数自治体の子供たちが地域クラブで活動する場合に、受入れ自治体の運営、団体へ負担が集中するとか、それから施設利用の調整とか様々な問題があると思っております。そのために、我々としては先ほど答弁の中で申し上げましたが、長野県の事例で、長野県の千曲市と隣接する町が二つの自治体で共同で部活動の指導をするというスキームをつくっておりますので、それをちよつと勉強させていただきまして、それを宮城県にも展開できるかどうかということを今後更に研究して推進してまいりたいと考えてございます。